

表 指示の対象となる違反行為（法第22条第2項）

違反行為	条項
料金揭示義務違反	法第11条
保険契約等締結義務違反	法第12条
約款揭示義務違反	法第13条第1項
約款基準不適合	法第13条第2項
約款届出義務違反	法第13条第3項
条件説明義務違反	法第15条
随伴用自動車表示義務違反	法第17条
運転代行業務従事者指導義務違反	法第18条
帳簿等備置義務違反	法第20条第2項
報告義務違反、立入検査忌避	法第21条第2項
タクシー類似行為	道路運送法第4条第1項、第43条第1項、第78条

表 営業停止命令を出す基準（施行令第5条第1項第2号）

前歴の回数	累積の点数	営業停止期間
なし	4点	4か月以内
1回	3点	5か月以内
2回以上	2点	6か月以内

表 各違反行為の点数（施行令第5条第1項第1号）

点数	違反行為	法令・条項
3点	下命容認行為の禁止違反（無免許運転、最高速度違反、酒気帯び運転、過労運転）	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号～第4号
	一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の規定違反、自家用自動車の有償運送の禁止違反	道路運送法第4条第1項、第43条第1項、第78条
2点	申請書等虚偽記載	法第5条第1項

	認定証掲示義務違反	法第 6 条
	変更届出義務違反	法第 8 条第 1 項
	認定証返納義務違反	法第 9 条第 1 項
	名義貸し禁止違反	法第 10 条
	料金掲示義務違反	法第 11 条
	保険契約等締結義務違反	法第 12 条
	約款掲示義務違反	法第 13 条第 1 項
	約款届出義務違反	法第 13 条第 3 項
	代行運転自動車標識表示義務違反	法第 16 条
	随伴用自動車表示義務違反	法第 17 条第 1 項
	帳簿等の備付け義務違反	法第 20 条第 1 項、第 2 項
	報告義務違反、立入検査拒否等	法第 21 条第 1 項、第 2 項
	法の指示違反	法第 22 条第 1 項又は第 2 項、第 25 条第 2 項第 1 号
	安全運転管理者未選任、副安全運転管理者未選任	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 74 条の 3 第 1 項又は第 4 項
	下命容認行為の禁止違反（駐停車違反）	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 75 条第 1 項第 7 号
1 点	運転代行業務従事制限違反	法第 14 条第 2 項
	条件説明義務違反	法第 15 条
	随伴用自動車表示義務違反	法第 17 条第 3 項
	運転代行業務従事者指導義務違反	法第 18 条
	読替え後の道路交通法の規定による指示違反	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 22 条の 2 第 1 項又は第 66 条の 2 第 1 項
	安全運転管理者業務不履行、権限付与義務違反、安全運転管理者講習受講義務違反	運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第 74 条の 3 第 2 項、第 7 項又は第 8 項